

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年5月13日

【四半期会計期間】 第17期第1四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社エフ・コード

【英訳名】 f-code Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 工藤 勉

【本店の所在の場所】 東京都新宿区市谷八幡町2番1号

【電話番号】 03-6272-8991(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 山崎 晋一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区市谷八幡町2番1号

【電話番号】 03-6272-8991(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 山崎 晋一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期 第1四半期累計期間	第16期
会計期間		自 2022年1月1日 至 2022年3月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
売上高	(千円)	229,152	660,569
経常利益	(千円)	61,671	149,466
四半期(当期)純利益	(千円)	64,692	152,307
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)		
資本金	(千円)	263,592	241,384
発行済株式総数	(株)	2,073,000	2,049,100
純資産額	(千円)	600,533	491,851
総資産額	(千円)	1,054,005	843,306
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	31.28	78.56
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	28.81	71.95
1株当たり配当額	(円)		
自己資本比率	(%)	57.0	58.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 当社は2021年12月24日に東京証券取引所マザーズ(現グロース市場)に上場したため、第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第16期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 当社は、第16期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第16期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 当社は、2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期累計期間の期首より適用しております。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載の通りであります。

当社は前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成しておりませんので、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によって長期間にわたって企業活動をはじめとした経済活動が様々な場面で制限を余儀なくされている状態が依然として続いており、収束時期はいまだに不透明な状況にあります。

このような経営環境のもと、当社が事業を展開するデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）市場及びデジタル関連IT&ビジネスコンサルティング市場においては、コロナ禍における新たなライフスタイルの確立や消費活動のオンライン化が加速したことによって、消費者のメディア接点の多様化がよりいっそう進み、これらに対応するためのデジタルシフトをはじめとしたDXへの取り組みが多くの企業において活発なものとなっており、高成長が期待される市場として注目されております。

このような状況の中、当社では前事業年度に引き続き、CX向上SaaSとして主に、クライアント企業のウェブサイトにおける顧客体験を向上し、顧客のロイヤルカスタマー化及び継続的な購買活動を促進するソリューションを提供し、これらのSaaSに加えて、長年にわたり蓄積されたCXデータとDXコンサルティングの知見を基礎に、クライアント企業が属する市場や競合の調査・DX戦略設計・マーケティングプラン策定・施策実行におけるコンサルティング及び伴走型支援等を広く提供してまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、CX SaaS及び付随するプロフェッショナルサービスの受注が順調に推移し、売上高229,152千円、営業利益62,809千円、経常利益61,671千円、四半期純利益64,692千円となりました。

財政状態

（資産）

当第1四半期会計期間末における資産合計は、1,054,005千円（前事業年度末843,306千円）となり、前事業年度末に比べ210,698千円の増加となりました。このうち、流動資産は723,839千円（前事業年度末752,633千円）となり、28,793千円の減少となりました。この主な要因は、売掛金が48,212千円増加した一方で、現金及び預金が97,178千円減少したことによるものです。また、固定資産は330,165千円（前事業年度末90,673千円）となり、239,491千円の増加となりました。この主な要因は、事業譲受に伴いのれんが158,960千円、繰延税金資産が80,557千円増加したことなどによるものです。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債合計は、453,471千円（前事業年度末351,455千円）となり、前事業年度末に比べ102,016千円の増加となりました。このうち、流動負債は205,363千円（前事業年度末205,609千円）となり、245千円の減少となりました。この主な要因は、1年内返済予定の長期借入金が増加した一方で、未払法人税等が14,864千円、流動負債のその他に含まれる未払消費税等が16,251千円それぞれ減少したことなどによるものです。また、固定負債は新規の借入に伴い102,262千円増加し、248,108千円（前事業年度末145,846千円）となりました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、600,533千円(前事業年度末491,851千円)となり、前事業年度末に比べ108,682千円の増加となりました。この主な要因は、四半期純利益の計上によって利益剰余金が64,692千円増加したことや、第三者割当増資による新株式の発行によって資本金及び資本剰余金がそれぞれ22,207千円増加したことによるものです。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社の経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(事業譲渡契約の締結)

当社は、2022年2月1日開催の取締役会において、株式会社コミクスが行うSaaS事業(EF0 CUBE事業、chroko事業、Butterfly事業、Growth Hack LTV事業)を当社が譲受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結して、2022年2月28日付で事業の譲受をいたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」をご参照ください。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000
計	3,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,073,000	2,073,000	東京証券取引所 マザーズ(第1四半期会計 期間末現在) グロース市場(提出日現在)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であります。 なお、単元株式数は100株あ ります。
計	2,073,000	2,073,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年1月19日 (注)	23,900	2,073,000	22,207	263,592	22,207	305,054

(注) 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

払込金額 1,858.40円

資本組入額 929.20円

割当先 株式会社SBI証券

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,048,700	20,487	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 400		
発行済株式総数	2,049,100		
総株主の議決権		20,487	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2022年1月1日から2022年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(2022年1月1日から2022年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人FRIQによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第16期事業年度	EY新日本有限責任監査法人
第17期第1四半期会計期間および第1四半期累計期間	監査法人FRIQ

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	601,577	504,399
売掛金	137,076	185,289
仕掛品		6,825
その他	14,299	27,606
貸倒引当金	320	280
流動資産合計	752,633	723,839
固定資産		
有形固定資産	8,792	9,238
無形固定資産		
のれん		158,960
ソフトウェア	26,503	35,667
無形固定資産合計	26,503	194,627
投資その他の資産		
繰延税金資産	33,999	114,557
その他	24,136	14,697
貸倒引当金	2,757	2,955
投資その他の資産合計	55,377	126,298
固定資産合計	90,673	330,165
資産合計	843,306	1,054,005

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	65,376	65,281
1年内返済予定の長期借入金	32,184	56,190
未払法人税等	23,687	8,822
賞与引当金		2,857
その他	84,360	72,211
流動負債合計	205,609	205,363
固定負債		
長期借入金	145,846	248,108
固定負債合計	145,846	248,108
負債合計	351,455	453,471
純資産の部		
株主資本		
資本金	241,384	263,592
資本剰余金	385,530	407,737
利益剰余金	135,063	70,797
株主資本合計	491,851	600,533
純資産合計	491,851	600,533
負債純資産合計	843,306	1,054,005

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
売上高	229,152
売上原価	89,586
売上総利益	139,565
販売費及び一般管理費	76,756
営業利益	62,809
営業外収益	
受取利息	0
為替差益	1,293
その他	325
営業外収益合計	1,619
営業外費用	
支払利息	1,790
上場関連費用	705
その他	260
営業外費用合計	2,756
経常利益	61,671
税引前四半期純利益	61,671
法人税、住民税及び事業税	6,791
法人税等調整額	9,812
法人税等合計	3,021
四半期純利益	64,692

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は1,111千円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ1,111千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は426千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)に記載した会計上の見積りにおける新型コロナウイルス感染症による影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年3月31日)
減価償却費	2,055千円
のれん償却額	1,335千円

(株主資本等関係)

株主資本の著しい変動

当社は、2022年1月19日付で、有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による払込を受けました。この結果、当第1四半期累計期間において資本金が22,207千円、資本準備金が22,207千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が263,592千円、資本剰余金が407,737千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、DX事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

相手先企業の名称及び取得した事業の内容

相手先企業の名称 株式会社コミクス

事業の内容 SaaS事業

企業結合を行った主な理由

当社の提供プロダクト及びサービスの拡大とCXデータの質及び量の増強を図り、競争力を高めるため。

企業結合日

2022年2月28日

企業結合の法的形式

現金を対価とする事業の譲受け

結合後企業の名称

変更はありません。

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価としてSaaS事業を譲り受けたためであります。

(2) 四半期累計期間に係る四半期損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2022年3月1日から2022年3月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	300,000千円
-------	----	-----------

取得原価	300,000千円
------	-----------

なお、取得の対価については、相手先との間で事業譲渡前及び事業譲渡後の誓約事項と譲渡対価の調整に関する合意がなされており、当該事業の契約上の地位及び権利義務の承継や売上高の状況等に応じて減額調整される可能性があります。

また、取得の対価のうち、164,064千円は企業結合日、72,935千円は2022年3月末にそれぞれ支払っており、63,000千円は2023年3月末日までの支払いを予定しております。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2,241千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

160,296千円

なお、上記の金額は暫定的に算定された金額です。

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものの

償却の方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	DX事業
顧客の種類	
B to B	116,258
B to C	112,893
顧客との契約から生じる収益	229,152
その他の収益	-
外部顧客への売上高	229,152

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	31円28銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	64,692
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益(千円)	64,692
普通株式の期中平均株式数(株)	2,068,220
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	28円81銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(株)	176,948
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入について)

当社は、2022年4月25日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第8回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行及び時価発行新株予約権信託の導入について決議し、2022年5月12日に割当を完了いたしました。

1. 募集の概要

(1)	割当日	2022年5月12日
(2)	新株予約権数	2,000個(本新株予約権1個につき100株)
(3)	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
(4)	発行価額	本新株予約権1個当たり100円 (本新株予約権の発行価額の総額:200,000円)
(5)	発行による潜在株式数	200,000株
(6)	資金調達額 (差引手取概算額)	639,825,000円(注)
(7)	行使価額	3,230円
(8)	行使条件	<p>1. 新株予約権者は、2023年12月期から2031年12月期のいずれかの事業年度において、当社の売上高とEBITDAが、下記(a)から(c)に定める水準を超過した場合、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として、これ以降本新株予約権を行使することができる。ただし、当該行使可能割合の計算により、行使可能となる本新株予約権に1個未満の端数が生じた場合については、1個未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p>(a)2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が12億円を超過し、かつ、EBITDAが3億円を超過した場合:行使可能割合 割り当てられた本新株予約権の30%</p> <p>(b)2025年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が20億円を超過し、かつ、EBITDAが6億円を超過した場合:行使可能割合 割り当てられた本新株予約権の60%</p> <p>(c)2026年12月期から2031年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が30億円を超過し、かつ、EBITDAが10億円を超過した場合:行使可能割合 割り当てられた本新株予約権の100%</p> <p>なお、上記における売上高は当社の損益計算書連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書に記載された売上高とし、EBITDAは当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された営業利益に、キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書)に記載された減価償却費、のれん償却費を加算した額を言う。また、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書またはキャッシュ・フロー計算書の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。加えて、当該損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前EBITDAをもって判定するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権者は、上記 で新たに行使可能となった本新株予約権のうち、(a)から(c)各号の条件を達成した事業年度の期末時点から起算し、1年3ヶ月経過するまでの期間はその全て、1年3ヶ月以降2年3ヶ月経過するまでの期間はその75%相当分、2年3ヶ月以降3年3ヶ月経過するまでの間はその50%相当分につき、新たに行使可能となった新株予約権を行使できない。ただし、上記にかかわらず、2031年4月1日以降は、上記 において行使可能となった全ての新株予約権を行使することができる。</p>

(8)	行使条件	<p>3. 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>4. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、正当な理由があると取締役会が行使を認めた場合は、この限りではない。</p> <p>5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
(9)	行使期間	2025年4月1日から2032年4月30日までの期間 (但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)
(10)	行使により新株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 3,230円 資本組入額 1,615円
(11)	募集又は割当方法	第三者割当による
(12)	割当方法及び割当先	コタエル信託株式会社

(注) 当該金額は、新株予約権の行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。

2. 時価発行新株予約権信託の導入目的

当社役員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的とし、当社役員等が当該新株予約権の交付を受ける立場、即ち将来的に会社のオーナー(株主)となり得る立場から経営の一翼を担うことが当社役員等の貢献意欲や士気をより一層高め、当社をより一層活性化させることに繋がり、もって、当社の企業価値をより一層向上することに繋がるものと期待しております。

3. 時価発行新株予約権信託の概要

本制度は、当社代表取締役社長 工藤勉が金銭を拠出することにより設定する信託が本新株予約権を取得し、当社が交付ガイドラインの定めに従い、交付日までの当社への貢献度等から予測される将来の貢献期待値に応じて、当社役員等に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージ又はポイントを付与し、当該インセンティブパッケージ及びポイントの数に応じて本新株予約権が信託を通じて各役員等に交付される、信託型の株式報酬制度であります。

4. 信託の概要

委託者	工藤勉(当社代表取締役社長)
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	当社役員等(委託者を除く)のうち信託期間満了日に受益者として指定された者
信託管理人	当社
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託契約日 (信託期間の開始日)	2022年5月11日
信託期間満了日 (新株予約権の交付日)	2022年12月末(注)
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	交付日時点(2022年12月末)の当社役員等のうち当社が交付ガイドラインに従って指定する者

(注) 初回の交付日である同日に交付されない本新株予約権は、その後6か月おきに到来する交付日において、当社が交付ガイドラインに従って指定する受益者に交付されることとなります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年5月13日

株式会社エフ・コード
取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 外山千加良

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三村啓太

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフ・コードの2022年1月1日から2022年12月31日までの第17期事業年度の第1四半期会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エフ・コードの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年4月25日開催の取締役会において、第三者割当による第8回新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2021年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。